

# 市街化区域内の農地に対する 宅地並み課税について

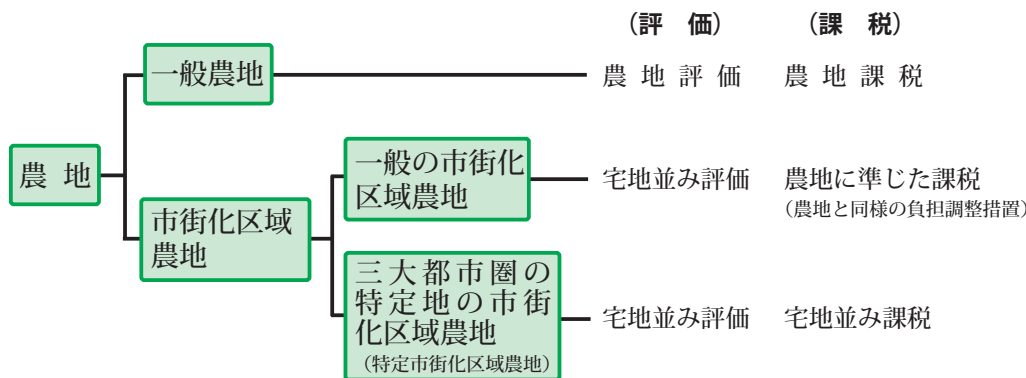
つくばみらい市は、平成18年3月に、伊奈町・谷和原村の合併により新たに特定市（※）となりました。

このため市内にある市街化区域内の農地については、特定市街化区域農地課税になるところですが、合併特例法により合併の翌年度から5年間（平成19年度から23年度）は、合併前の課税を続けていました。合併特例法の適用は5年間に限られるため、平成24年度からは特定市街化区域農地課税となります。

※特定市（三大都市圏の特定市）とは、東京都の特別区、三大都市圏（首都圏、近畿圏、中部圏）にある政令指定都市および既成市街地、近郊整備地帯などにある市をいいます。つくばみらい市は、近郊整備地帯に位置しています。

□農地に対する課税  
農地は、課税の上で次のように区分され、それぞれ評価および課税（税負担の調整措置など）について、異なる仕組みになっています。（下図参照）

□特定市街化区域農地の税額計算  
・固定資産税：評価額×特例率（1/3）×税率（1・4%）  
・都市計画税：評価額×特例率



ただし、今年度の価格に特例率をかけた額（本来の課税標準額A）と比べて前年度の課税標準額が低い場合には、今年度の課税標準額

は次のとおりとなります。

①前年度課税標準額がAの80%以上100%未満の場合  
↓前年度課税標準額と同額に据え置きます。

②前年度課税標準額がAの80%未満の場合  
↓前年度の課税標準額+A×5%

宅地並み課税は、以前から宅地並み課税であったものとみなして算出した課税標準額から計算します。

この宅地並み課税では、国が定める本来の課税標準額の80%に到達するまで上昇し、80%を超える据え置かれます。

つくばみらい市

では、平成24年度から新たに特定市街化区域農地課税が始まりますが、急激な税負担を軽減するため、課税の適正化措置として、平成24年度から平成27年度まで、下表の軽減率によって税額を算出します。

年度	24年度	25年度	26年度	27年度
軽減率	0.2	0.4	0.6	0.8

・固定資産税：評価額×特例率（1/3）×軽減率×税率（1・4%）  
・都市計画税：評価額×特例率（0・3%）×軽減率×税率

軽減率の適用は、平成24年度から平成27年度までの4年間となります。特定市街化区域農地課税への移行に伴う手続きは特

に必要ありません。

## ごみの分別、一部の収集方法が変わります

平成24年4月1日から、ごみの分別方法や一部収集方法が変わります。

ごみの分別については、3分類増え、左の表ようになります。

ペットボトルや、プラスチック製容器包装については、資源化をして、ごみの減量化につなげるため、蛍光管については、少量の水銀が含まれているため、不燃ごみで出してください。環境センター内で分けていただきましたが、平成24年度からは、別に出していただくようになります。

また、粗大ごみについては、平成24年度から戸別収集となり、1点500円の収集運搬料を、

徴収することとなります。

粗大ごみについては、すべての市民から定期的に排出されるものではなく、収集運搬や処理過程においても、普通のごみに比べ手間がかかるものであるため、利用する方に一部負担をしていただくということが、今回収集運搬料を徴収することになる理由です。（詳細は別途お知らせします）

※新しい分別の手引きについて、平成24年2月に配布を予定しています。

58 問 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 2111 (内線8136)

問 伊奈庁舎税務課 ☎ 58・2111 (内線1131, 1135)

1	可燃ごみ	1	可燃ごみ
2	不燃ごみ	2	不燃ごみ
3	粗大ごみ	3	粗大ごみ
4	資源物	4	缶類
		5	無色ビン
		6	茶色ビン
		7	その他色ビン
		8	新聞紙
		9	雑誌・雑がみ
		10	ダンボール紙
		11	紙パック
		12	古布
		13	プラスチック製容器包装
5	有害ごみ	14	ペットボトル
		15	乾電池・体温計
		16	蛍光管

※色つきのところが、増える分別区分になります。